

# にじの木保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人マナ会
所 在 地	大阪市鶴見区今津中4丁目4番22号
電 話 番 号	06-6967-3455
代表者氏名	理事長 迫 至

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	にじの木保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区今津中1丁目1番14号
連 絡 先	電話番号06-6180-3341 FAX06-6180-3841
管 理 者	園長 後藤 綾子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 7人 1歳児 8人 2歳児 8人 3歳児 8人 4歳児 8人 5歳児 8人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 24人 満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 7人
開 設 年 月 日	平成21年8月1日
事 業 所 番 号	2710051004119
ホームページアドレス	<a href="https://mannakai.jp/facility/nijinoki.html">https://mannakai.jp/facility/nijinoki.html</a>

## 3 施設の目的・運営方針

にじの木保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		335.15㎡
園舎	構造	RC造 2階建
	延べ面積	274.40㎡
園庭		地上園庭0㎡ 屋上運動場0㎡

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	さくらんぼぐみ(満0歳児クラス)
ほふく室	1室	さくらんぼぐみ(満0歳児クラス)
保育室	2室	レモン(満1・2歳児クラス)、オリーブ(満3・4・5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	0室	
調理室	1室	
事務室	1室	
多目的室	0室	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 課外保育

キリスト教保育(バイブルアワー)、外部講師による体育指導、クッキング  
スイミング(希望者)

##### (3) 送迎

原則として保護者が徒歩及び自転車で付き添うものとする。

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

令和6月4月1日

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園の業務を統括する	1	1		
主 任 保育士	園長を補佐し保育内容について保育士を統括する	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	12	5	7	
看護し	看護業務・衛生管理等	1	1	0	
栄養士 調理師	給食業務委託（献立、その他）	3	1	2	
保育補助	園内の清掃や子どもの見守り	4	0	4	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（ 7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（ 7：30～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（ 7：30～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

日曜及び祝日、年末年始6～7日、

お盆休み3日・年度末1日（職員は出勤）・創立記念日は予めお知らせし保護者の了承を得たうえで休園とする。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、

19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。30分200円（一時利用料金）、もしくは1か月2900円（月極料金）となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

30分200円（一時利用料金）、もしくは1か月2900円（月極料金）となります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	10時30分頃	14時30分頃	
1歳児	9時頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	9時頃	11時30分頃	14時30分頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	備考
園児の栄養指導及び管理（委託）	3	1	調理師と兼任

※ 食物アレルギー等の食材はご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

鶴見区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

### (1) 園児が小学校に就学したとき

### (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	すなみ内科クリニック
医院長名又は医師名	須波敏彦
所在地	大阪市鶴見区放出東3丁目21番50号 JR 放出駅前 NK ビル 3F
電話番号	06-4258-1114

### (2) 歯科

医療機関の名称	沖村歯科
医院長名又は医師名	沖村多実男
所在地	大阪市鶴見区今津中3丁目7番4号
電話番号	06-6167-2222

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 無</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年間数回、職員が虐待防止研修に参加
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用（書籍にて閲覧可能な場所に保管）

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	園長 後藤綾子 主任 吉田幸江
	・ご利用時間	8:00～ 18:00
当園 ご利用相談窓口	・電話番号	06-6180-3341
	F A X	06-6180-3841
	担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
第三者委員	田村俊雄	電話番号 06-6967-3455
	松尾満男	役職・肩書等 マナ会 理事会 監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	大阪市私立保育連盟「事故対策共済」、 日本スポーツ振興センター「災害共済」
保険の内容	負傷、疾病、障害、死亡
保険金額	年間 一人約315円

※詳しくは、独立行政法人 日本スポーツ振興センター発行の「免責特約制度について」と「災害共済給付制度のお知らせ」に記載されています。

20 園児の利用状況（令和6年度4月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	6人	5人	3人
1歳児	8人	8人	8人
2歳児	7人	7人	8人
3歳児	8人	7人	7人
4歳児	8人	7人	8人
5歳児	7人	8人	7人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審予定	受審予定
自己評価の実施状況	毎年度実施	全職員が自己評価を行って紙面にて提出し、園長と主任が個人面談を実施する

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額	
① 諸費 0・1歳児 月4,400円 2歳児 月3,460円 3歳児 月9,155円 4・5歳児 月9,485円	スポーツ振興センター掛金	年 1人 315円	
	個人持ち帰り絵本	月 1人 450円	
	行事費用	月 1人 100円	
	除菌おしぼり	月 1人 330円 (0～2歳児)	
	らくらく登園セット(0, 1歳児) 2歳児	月 1人 3600円 月 1人 2470円	
	午睡マット購入・クリーニング 2歳児以上	月 1人 110円	
	課外活動	クッキング	4・5歳児 330円
		バイブルアワー	月 1人 380円
		体育	月 1人 1500円
		3・4・5歳児 給食費 (主食費) (副食費)	月 1,500円 月 4,800円
	アルバム代(5歳児)	月 5,060円	
② 用品代	年度初め及び途中入所時に 利用者に購入して頂く用品一式 制服	1,140円～ 約10,400円 760円～15,700円	
③ 課外授業	スイミング(希望者)	1回 1,100円 バス代 200円	
④ 時間外保育	延長保育料金	月極利用 2,900円/月 月極以外 30分につき 200円	
⑤ その他	お泊り保育(5歳児)	年 13,000円 (未定)	
◎差額は園で負担します。			

※ 当園は、上記費用の支払を受け、希望の申し出があった場合は、領収証を交付する。



## 2 時間外保育に係る利用者負担

	7:30	8:30			16:30		18:30	19:00
保育 短時間	延長保育		利用時間				延長保育	
保育 標準時間	利用時間						延長保育	
土曜日 短時間		延長保育	利用時間				延長保育	
土曜日 標準時間	利用時間							
	8:00				17:00			

延長保育における利用料：200 円/30 分、または 2900 円/月

※ 当園は、上記費用の支払を受け、希望の申し出があった場合は、領収証を交付いたします。